

洲本市の高齢者福祉サービス

窓口 洲本市 健康福祉部 介護福祉課 ☎ 0799-22-9333

※下記の事業については平成30年4月1日現在のものです。今後変更のある場合もあります。

高齢者の生活支援事業

軽度生活援助事業

- 対象者** ● 市内に在住する65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する方。ただし、要支援、要介護認定を受けていない方
- 内容** ● 日常生活上の援助が必要な方に対し、外出時の援助・食事・食材の確保・家屋内の整理・整頓等日常生活上必要な支援を実施



外出支援サービス事業

- 対象者** ● 市内に在住するおおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病により車いすを利用している方で一般の交通機関を利用することが困難な方
- 内容** ● 移送用車輛(リフト付き車輛等)により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所等との間の送迎を行う

生きがい活動支援事業

いきいきデイサービス事業

- 対象者** ● 市内に在住する65歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険の要介護認定において非該当と判定された方
- 内容** ● 日常生活上の援助が必要な方に対し、教養講座、趣味活動、日常生活動作訓練等を実施

生活環境等支援事業

いきいき住宅助成事業(特別型・介護保険住宅改修併用)

- 対象者** ● 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、日常生活に支障のある高齢者並びに介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
- 内容** ● 高齢者及び障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備する



緊急通報装置貸与事業

- 対象者** ● おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者・ひとり暮らしの重度身体障害者等で市内に在住する方
- 内容** ● ひとり暮らしの高齢者等が急病や事故により緊急に援助を必要とする時、機器(ペンダント等)のボタンを押すと、緊急通報センターに通報され、近隣協力者の援助を得て、速やかに必要な措置が取られる仕組みとなっている

長寿祝金制度

- 対象者** ● 毎年9月15日現在において、満88歳・満99歳以上の市内に在住する方
- 内容** ● 多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

費用の支払い

地域支援事業
(総合事業)

洲本市の
提供する事業